

会議録概要

- 1 開催した会議の名称 第4回小城市都市計画審議会
- 2 開催日時 平成23年12月21日(水) 9時30分から11時30分まで
- 3 開催場所 小城市芦刈保健福祉センター 集団指導室
- 4 出席者 長会長、後藤委員、陣内委員、大坪委員、岸川委員、香月委員、西村委員、古川委員、本村委員、古賀委員(委員10名)

古川建設部長、池田都市整備推進室長、南里係長、田中主査(事務局:4名)
松枝課長、木塚副課長、永田主査、大坪主査(下水道課:4名)
- 5 傍聴 1名
- 6 議題 (1) 開会
(2) 配布資料の確認
(3) 委員の出席数
(4) 会長選任
(5) 会長職務代理者の指名
(6) 審議会の公開・非公開
(7) 第1号議案 小城都市計画下水道の変更(小城市決定)
(8) その他 1) 次回の案件
 2) 報告事項
(9) 閉会

9時30分開会

〈開会〉

〈挨拶〉

〈配布資料の確認〉

〈委員の出席数〉

○事務局（池田室長）

参考資料2の小城市都市計画審議会条例第7条第2項の規定に「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」となっております。

本日、委員10名のうち、10名が出席されておりますので、本会議は成立していることを報告します。

〈会長選任〉

○事務局（池田室長）

会長の選任ということで、参考資料2の都市計画審議会条例ですけれども、第6条第1項の規定に「審議会に会長1人を置き、会長は、識見を有する者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。」とあります。委員の更新につき、再度、会長を選任する必要がありますが、どういたしましょうか。

事務局案ということでよろしいでしょうか。

（はい）

それでは、1号委員の佐賀大学の長委員さんのほうにお願いしたいと思います。

長委員は、会長席へ移動をお願いします。

〈会長挨拶〉

○長会長

御指名でございますので、小城市の小城市のまちづくりをやっておりますけど、学生といっしょにワークショップで歩いています。せっかく、いい水路があるのに、下水道がなくて、きたないという意見もあります。この、都市計画に関わることでですけど、皆さんといっしょに御審議いただいて、いいまちづくりができますようお願いしたいと思います。

〈会長職務代理者の指名〉

○事務局（池田室長）

次に、会長職務代理者の指名ということで、小城市都市計画審議会条例第6条第3項の規定に「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」

とありますので、会長さんの方で指名をお願いしたいと思っております。

○長会長

わかりました。それでは、さきほどの名簿をご覧いただきたいと思いますが、前回に引き続いて、佐賀大学の後藤先生をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい)

〈審議会の公開・非公開〉

○事務局（池田室長）

審議会の公開ですが、「審議会等の会議の公開に関する指針」により原則、公開としております。

「小城市情報公開条例」におきまして、個人情報が含まれるなど公開する事がふさわしくないものについては、公開しないとしておりますが、本日の審議会につきましては、公開する事にふさわしくないものというのはございませんので、公開するという方向で進ませていただきたいと思いますが、会長いかがでしょうか。

○長会長

よろしいでしょうか。

(はい)

はい、それでは、公開にさせていただきます。

○事務局（池田室長）

はい、ありがとうございます。今回の審議会は公開として、議事の概要及び会議の資料等につきましては、市のホームページで一般公開をさせていただきます。なお、本日の審議会へ1名の方から傍聴の申込みがっております。傍聴を許可したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(はい)

それでは、議案審議等をお願いします。本日の議案については、あらかじめ会長のほうにお届けしております。会長、審議の進行をよろしくをお願いします。

○長会長

はい。それでは、審議に入らせていただきます。お手元の次第に沿って、進めたいと思いますが、第1号議案 小城市計画下水道の変更についてご提案をお願いします。

○下水道課長（松枝課長）

下水道課長の松枝です。それでは、早速ですけれども、第1号議案 小城市計画下水道の変更（小

市決定)のほうから説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。これは、小城都市計画下水道の「1. 下水道の名称」、「2. 排水区域」、「3. 下水管渠」及び、「4. その他の施設」を次のように変更するものです。変更の理由につきましては、3 ページのほうに掲載しておりますので、読み上げて説明とさせていただきます。

小城都市計画区域は、昭和 25 年に旧小城町の全域を、また、牛津都市計画区域は、昭和 31 年に旧牛津町の全域を都市計画区域に指定していた。

その後、平成 17 年 3 月に旧小城町、旧牛津町、旧三日月町及び旧芦刈町の 4 町が合併し小城市が誕生した。小城市においては、今後、旧 4 町の拠点の連携をさらに緊密にし、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全するため平成 22 年 10 月に小城市全域を対象とした「小城都市計画区域」を指定し、現在に至っている。

本計画決定は、上記、都市計画区域の変更に伴い、本市公共下水道の「1. 下水道の名称」「2. 排水区域」、「3. 下水管渠」、「4. その他の施設」の追加及び変更を行い、当該都市計画区域内の公共下水道の整備を促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図り、もって健全な都市の発展に資するものである。よって、ここに小城都市計画下水道の変更を行うものである。以上が変更を行う理由です。

1 ページをお願いします。1. 下水道の名称につきましては、小城市公共下水道とするものでございます。変更内容につきましては、4 ページをお願いします。参考ということで、新旧対照表を掲げております。1. 下水道の名称です。区分、前回、今回、備考となっております。小城処理区につきましては、前回はありません、今回は小城都市計画小城市公共下水道として追加をしております。これは、下水道の整備構想に沿って、新たに追加を行ったものです。牛津処理区につきましては、変更はありません。三日月の処理区につきましては、前回はなく、今回、小城都市計画小城市公共下水道として追加をしております。これは、三日月が小城都市計画区域に指定されたため、追加を行っております。それから芦刈処理区につきましては、同じく、前回はなく、今回、小城市公共下水道ということで追加をしております。これも三日月地区と同じく、芦刈町が小城都市計画区域に指定されたため、追加を行っております。それから、清水・原田処理区でございます。これは、前回、小城町公共下水道としておりましたところを小城市公共下水道ということで、旧町の名称が残っておりましたので、名称の変更をあげております。以上が下水道の名称についての説明です。

また、1 ページをお願いします。2. 排水区域です。排水区域につきましては、総括図を添付しております。総括図は、お手元の議案用付図の 1 ページの方に添付しております。そちらをご覧くださいようお願いします。説明につきましては、前の方に拡大図を掲示しておりますので、そちらで説明を行いたいと思います。

それでは、4 ページのほうを見ていただいてよいでしょうか。排水区域としております。これは、下水道の計画区域と同じ区域となっております。それから、今回の排水区域は、合併前に旧町ごとに計画されていた区域を、市の財政状況やこれからの人口減少等の社会の状況の変化に対応するために、経済性、効率性を検討して定めております。

まず、小城処理区についてです。前回はなく、今回、約 3 2 3 h a としております。区域といたしましては、皆さまのお手元にありますように、旧小城町を中心とした区域です。小さい細い線があると思いますが、この区域のところを小城処理区ということで追加を行っております。小城処理区は、浄化センターの建設をしておりません。その分につきましては、小城処理区の汚水は、浄化センターを建設をせず、三日月の浄化センターと牛津の浄化センターに配分をして、処理をするようにしております。小城処理区につきましては、一部、旧三日月の区域が入っております。それは、なぜかといいますと、

この小城処理区について、三日月浄化センター、それと牛津浄化センターに配分するために、仁俣地区に中継ポンプ場を設置しております。これを、そのまま、現在ある管を利用して汚水を流すことは難しいので、三日月町仁俣地区に中継ポンプ場を作りまして、ここから圧力をかけて、送るようにしております。そういう理由がありますので、三日月町仁俣中継ポンプ場から上流のほうですね、この一帯を、323haということで今回を排水区域に加えております。この小城処理区につきましては、三日月町の仁俣、土生、甘木、久米、本告を含めた形で、323haとしております。それから、小城処理区の高速度路から上の方とか、晴気川から西の方とか、この分は、経済性、効率性から検討したところ、今回は、下水道の排水区域から外すようにしております。

次に、牛津処理区です。前回、269haでしたけど、今回、303haとしております。34ha増えております。牛津処理区につきましては、私が指しております、この線の区域内を牛津処理区としております。今回、34ha増えておりますのは、この牛津処理区より上の三日月処理区の甲柳、石木とかあります。この区域につきましては、今回、三日月のところまで新たに下水管をひいたりする場合が、経済性、効率性が悪くなりますので、三日月町と牛津町の境界の甲柳近くまで下水管が来ております。それから、石木も牛津町の下水管がきておりますので、直接、接続して牛津の方で処理をすることにしております。同じく、芦刈町につきましても、町分地区ですね、八枝、立野、浜中、川越、これにつきましても、牛津町のすぐ近くまで、下水管がきておりますので、この分につきましては、牛津町で処理をするということで、34haほど増えております。

三日月町につきましては、これは同じく、この範囲を三日月町の範囲としております。211haですね。

芦刈処理区は、牛津処理区の南の部分ですね、この部分を芦刈処理区としております。この部分が、123haあります。

それから、清水・原田処理区ですね。これは、4haで変更ありません。場所は、清水のすぐ近くです。この部分が4haとなっています。

全体で964haということで、排水区域ということで定めております。

次に、下水管渠というところです。これにつきましては、浄化センターの放流管渠の名称と定めるものでございます。同じく、5ページをご覧ください。放流管渠ということで、牛津浄化センターです。これは、変更はありませんけど、牛津の浄化センターがここにあります。浄化センターから牛津川へ流す部分ですね。この部分が放流管渠となっております。それから、次の三日月浄化センターです。これは、新たに追加をしております。三日月浄化センターは、ここにあります。ここから、福所江の方に流す管ですね、この部分の放流管渠を追加しております。それから芦刈浄化センターの場所はここにあります。これは、芦刈浄化センターから弁財川という準用河川というのがありますので、弁財川までの放流管渠を今回、追加をしております。それから、清水浄化センターです。清水浄化センターにつきましては、今回は、名称が変更となっております。以前は、大字松尾字清水となっておりますけど、今回は、大字がとれまして、松尾字清水ということになっております。場所につきましては、清水浄化センターの下流のほうです。放流先は、清水川ということになっております。

次の、その他の施設について説明をいたします。5ページのその他の施設のところで説明を行いたいと思います。名称と位置をあげております。牛津浄化センターにつきましては、変更はありません。三日月浄化センターを新たに追加しております。場所は、樋口字江口というところです。それから、芦刈浄化センターというところです。芦刈町永田字稲荷角というところです。それから、清水浄化センターにつきましては、名称を小城町清水浄化センターから清水浄化センターに変更しております。位置につき

ましては、変更ありませんけど、名称を小城市小城町松尾字清水に名称の変更を行っております。それから、今回、仁俣中継ポンプ場を新たに追加しております。位置につきましては、三日月町長神田字仁俣というところになります。

以上が変更の内容となっております。

それから、参考の方に、都市計画策定の主な経緯と今後の手続きについてですね、掲載をしておりますので、概略説明をさせていただきます。6ページです。参考2都市計画策定の主な経緯と今後の手続きということで、原案作成ということで、平成23年9月下旬に作成をしております。それから、地元関係者との打合せということで、地元説明会を平成23年10月11日から11月1日まで行っております。内容については、添付しております参考資料4をご覧くださいでしょうか。小城市都市計画下水道変更に伴い説明会と公聴会を開催しますという資料です。これは、説明会の日程ということで、10月11日の岩松支館から11月1日の晴田支館まで7ヶ所で説明会を行っております。説明会のお知らせにつきましては、小城市の広報誌10月5日号に掲載をしております。それから、ホームページでも説明会を行うということで掲載をしております。小城公民館で説明会をするときには、防災行政無線でも放送をして、説明会の案内を行っております。

6ページの備考のところですけども、公聴会の予定日ということで、平成23年11月18日に予定しておりましたが、公述申し出書の提出がありませんので、中止としております。

それから、この内容について、県との事前協議を11月16日に行っております。それから、県との事前協議の回答が11月30日にあっております。この案の公告、縦覧につきましては、12月1日から12月14日までの2週間行っております。これに対しての意見書の提出はされておられません。それから、小城市都市計画審議会ということで、本日、12月21日開催させていただいております。次に、知事の同意を要しない協議ということで、24年1月中旬に行いたいと思っております。それから、決定の告示を24年2月上旬に行いたいと思っております。

以上で都市計画下水道の変更の概要説明を終わりたいと思っております、ご審議、よろしくお願ひします。

○長会長

はい。ありがとうございます。ただいまの提案につきまして、皆様のご意見をいただきたいと思ひます。

○F委員

Fでございます。さきほど、排水区域等の御説明がございましたけども、資料を見ていましたら、削除計画決定面積というのが、2haほどあっているようですが、地図にも、黄色で削除決定ということで記してあったと思ひますけど、その場所と理由についてお尋ねをします。

○下水道課長（松枝課長）

先ほどのご質問なんですけども、削除のところは、旧牛津町の下水道区域のところ、以前下水道計画で都市計画を決定されたときには、将来、宅地に開発がされるだろうということで、見込んでいたところがありました。今回、その分について、詳しく調査をしまして宅地開発が見込めないということで、現在、農地であったり、更地であったり、家が建っておりませんでしたので、その分について、今回、削除を行っております。その面積が約2haあります。

○F委員

詳しい町名、場所がわかりましたらお願いします。将来、宅地になるであろうということで計画していたが、計画がないということですね。

○下水道課長（松枝課長）

議案用付図の8ページを見ていただいていますでしょうか。8ページのところに黄色で色分けをしております。このところにつきましては、現在、住宅が建っておりません。経済的にも、そこに下水管をひくと不利になるところですので、今回、計画から落としております。それと、その上のほうに、黄色で4つありまして、上の2つにつきましては、現在、経済的にも不利でありますし、すでに合併浄化槽も入っておりますので、今回、下水道区域から除外をしております。同じように、11ページ、13ページ、14ページにもありますけれども、下水道計画から削除した内容につきましては、経済的に不利になるところ、効率が悪くなる場所などで宅地がされていないところを除外をしております。

○F委員

8ページの資料でいきますと、牛津町のどこ地区と教えていただければと思います。

○下水道課長（松枝課長）

牛津町の乙柳ですね。

○E委員

今回の都市計画の変更は、下水道の変更というのが基本であるのですが、先ほど排水区域の中で、小城処理区は、処理場を持たない。三日月と牛津のほうに排水すると。仁俣というところで、分岐して流すということですが、聞きたいのは、小城処理区の323haの内、牛津処理区、あるいは三日月処理区にどういう風に流れていくかと面積で結構ですので、小城処理区のこれだけの分が牛津の方に流れ、三日月の方に流れということをお示ししていただきたいということがひとつ。

今回は、都市計画ということですが、これにのらない下水道があるわけですが、これが小城市の中でいくらかあるのか。よければ、相当の事業費になると思いますけれども、やることについては、問題はないわけですが、おおまかな事業費について、教えていただきたい。

○下水道課長（松枝課長）

それでは、まず、排水区域ということで、小城処理区の分を牛津、三日月にどれくらい配分するのかということで、牛津浄化センターのほうには、これは、面積でなくて、水量でいいでしょうか。

○E委員

できれば、面積でお願いしたいのですが、先ほどは、排水区域の面積で言われたから。

○下水道課長（松枝課長）

今のところ、面積的には、牛津のほうには、323haのうち、65ha。それから、三日月のほうに258haを予定しております。

それから、下水道区域外の整備につきましては、今後、合併浄化槽の市町村設置型といいまして、合

併浄化槽を小城市が事業主体となりまして、設置をして、維持管理を行う計画としております。その内容につきましては、下水道と同じく、新たに合併浄化槽を設置される方につきましては、下水道と同じく、受益者負担金をいただきまして、それから、維持管理につきましても、下水道と同じく、下水道の使用料という形でいただいております。維持管理を進めていきたいと思っております。

それから、参考資料5のところに、農業集落排水事業の面積を書いておりますので、そちらを見ていただいでよいでしょうか。参考資料5のところの下の方に、農業集落排水事業ということで、砥川、織島、堀江の3地区のほうですね。3地区とも整備は終わっておりますので、整備地区の面積を掲げております。整備面積済みのところに、砥川地区につきましては、47.10ha。織島地区につきましては、75.50ha。堀江地区につきましては、18.70haということで、農業集落排水の面積につきましては、141.30haとなっております。

それから、概算事業費についてですけども、244億円を予定しております。

○長会長

関連してご質問です。先ほど、小城のところを、牛津と三日月に分けてということですけど、これは、排水管自体は、はっきり分かれていますか。それとも、ただ面積で言われているのですか。

○下水道課長（松枝課長）

排水管についてですけども、今回、仁俣に中継ポンプを作りまして、ここから三日月浄化センターに行く分と、ここ（仁俣ポンプ）から牛津浄化センターに行く分ということで、2路線を建設して、排水をするようにしています。

○長会長

上の方は、エリアがちゃんとわかれているのですか。それとも、面積で、処理能力で分かれているのですか。

○下水道課長（松枝課長）

ここ（仁俣中継ポンプ場）から送る分につきましては、エリアではなく、ここからの水量ですね。全体的な水量を8：2ぐらいで送るようにしております。

○長会長

上の地区のゾーンがちゃんと分かれて、集まってという形でなく、一括して集めたものを処理能力で分けるということですね。

○下水道課長（松枝課長）

そういうことです。

○E委員

今言われた、仁俣からですね、2路線に分配するという説明を受けましたけども、現在、牛津のほうには、すでに管が埋設されているわけですね。そうしますと、323haのうちに、牛津に65ha分が入ってくるわけですけども、管渠の大きさ、管渠はすでに埋設されているわけですけども、そのポ

リュームがだいじょうぶなのか、ちょっと、そこまで心配する必要はないと思いますけども、そのへんは、どのようになっていますか。

○下水道課長（松枝課長）

今回、牛津の浄化センターまで送る管渠につきましては、新たに 200mm の圧送化をして、今、行っている管と競合をしない位置に入れて、牛津の浄化センターまで接続をして送りたいと思っております。

○E 委員

既存のパイプには、接続しないと。別ルートで送るということですね。

○下水道課長（松枝課長）

そういうことです。

○長会長

他にありませんか。

○G 委員

市町村合併で、旧 4 町あったわけですが、合併の効果としてですね、小城市は、元々小城町だったんで、小城町内で処理場を設けるところを、中継ポンプで三日月と牛津にということなんですが、下水道の必要性は、住民さんは理解されてもですね、どうしても処理場というのは、迷惑施設ということで、煙たがられるんですが、この場合、小城の汚水を三日月と牛津で受けるということに対して、住民説明会等の意見というか、理解が得られているのかどうか、その辺を確認したい。

○下水道課長（松枝課長）

今回の三日月浄化センター、牛津浄化センターですね。そこの地元の方には、今回、下水道の全体を見直しまして、小城処理区には、浄化センターを設置しなくて、三日月浄化センターと牛津浄化センターのほうにお願いしたいということで、浄化センターの地元のほうには説明会に行って、御了解をいただいております。

○I 委員

今、了解をいただいていたという話を聞いたんですけど、確かに浄化センターを設置しておる部落には、説明をされているんですよね。その周辺には、説明がない。私が管轄している区長会にも公式には、なにも説明されていない。今の話からすると、やっぱり、本当の浄化センターの区の住民だけではいけないと感じます。やっぱり、もう少し、広範囲にしないと、私から寄せられている意見からすると、なんで、下の方ばかり、し尿処理、下水道、塵芥処理という話がかかなり出てきている部分も事実なんですね。各々、管轄が違いますから、ここで言っている部分もあるわけですけども、やっぱり、もう少し、拡大して説明をされたほうがよりベターではないかという風に私は思うんです。

○下水道課長（松枝課長）

今、おっしゃられたとおり、今回の下水道の都市計画決定につきましては、地元の浄化センターのと

ころには、出向いて説明をしておりますけど、さきほど、参考資料4のほうで説明をしましたように、地元説明会ということで、岩松支館から全体で7ヶ所ほど、その内容についてですね、地元の方には、説明を10月11日から11月1日の間に説明をさせていただいております。

○長会長

地元の説明会というのは、建設する地区が地元の対象になるんでしょうか。区長会がありますよね、区長さんには説明するというのは、場合によっては、配慮があってもいいのかなという感じはするんですけど、その辺のそこは、どういうエリアということで、話があったということで、今後の配慮の仕方ということもあるとは思うのですけども。

○下水道課長（松枝課長）

今回の地元説明会ということで、公民館あたりには、出向いて説明をさせていただいておりますけども、今言われたようにですね、区長会について、詳細については、説明をしておりませんでしたので、そういうところについては、今後、検討をさせていただければと思います。

○長会長

区長さんというのは、地区の全体のことを把握されておかなければいけない立場であるわけですから、そういったところには、どの程度までするかは別だと思っておりますけども、配慮があったほうがいいのではないかなど。たまたま、メンバーとして入っておられるので、情報として入ってくるわけですけども、他の人は、入ってこない状態に場合によってはなりかねない部分があるので、その辺の配慮をお願いできればと思います。

○B委員

下水道処理の専門家ではないですけども、ちょっと教えていただきたいんですが、参考資料5の基本構想の図ですかね。さきほど、E委員さんの質問でも出てきたんですが、結局、大きな決定だと思っておりますよね。その意味でも審議会は、重要な位置になるのかなと思うんですが。公共下水道の区域でなぜ、集落排水にしたのかとか、下水道にしなかったのか、将来の合併浄化槽区域、要するにこの図の白になっている部分ですね。そのあたりの説明というか、考え方というか、そういったものをしっかり持っていただかないと住民への説明がだいじょうぶなのかなど不安を思いました。今回の下水道区域も少し虫食い的に見える部分が、私にはそう見えるわけですよね。先ほど、牛津の方では、明らかに効果のかかる事業費の分は外していくと、牛津のところ、他の地区は追加と考え方が違うんですよね。そういう感じがするのですけど。質問としては、下水道区域で飛び地がありますよね、考え方があるのか、芦刈は集落も入っていますよね。一方で牛津は入っていない部分もありますよね。そのあたりを補足していただければと思います。

○下水道課長（松枝課長）

下水道、農業集落排水区域、その辺の最初の計画はですね、合併以前の旧町時代にすでに計画が進んでおりまして、農業集落排水事業につきましては、事業が完了しております。それから、例えば、芦刈地区につきましては、今回、すべて公共下水道区域に入りますけども、水色で着色しておりますけど、それ以外の集落もあるんですよ、芦刈の一番南の東の方に社搦とかあるんですけども、そういう地区に

つきましては、下水道をひくとかなりの事業費がかかって、経済的に不利になるというところは、下水道区域から外しております。他の処理区につきましても、下水道処理区に入れる、入れないの最終判断は、経済性を考慮して判断しております。そのときに問題になりますのが、下水道区域から外れたところはこういった整備をするのかということで、先ほどE委員さんから質問がありましたように、合併浄化槽を小城市が事業主体となつてですね、下水道と同じように個人から負担金をもらって、設置をして、維持管理につきましても下水道と同じように下水道使用料をいただいてですね、合併浄化槽の維持管理をしていくという計画を進めていきたいと思っております。

それで、小城市全体の汚水の浄化を進めていきたいと考えております。

○建設部長（古川部長）

私の方から補足をさせていただきます。今回の下水道の見直しにつきましては、先ほど課長が申しましたように、旧町で計画されていたものを、21年度から見直し作業をかかったわけです。その見直しの対象区域というのが、お手元の参考資料5を見ていただけないでしょうか。参考資料5のところに表がありますけども、表の真中あたりに、事業認可面積というところがあります。その2つ右のところに整備率というところがあります。事業認可というものは、こういったものかといいますと、下水道の全体の計画の中で、概ね6年から7年ぐらいで整備が完了するものについて、国の事業認可をいただいて、その範囲の中で工事をしていくということになります。事業認可の面積につきましては、すでに事業を開始している、または、事業の認可を受けて、6、7年のうちに工事をする範囲ですので、この範囲につきましては、見直しは行えないということで、見直しの対象から外しております。

それで、この認可を受けた地区以外について、見直しを行ったわけです。その結果が、今日、ご審議をいただいている分でございますけども、その見直しをする過程においては、これから先の20年後ぐらいを目標としまして、人口減とか、高齢化とか、そういうものを考慮して、集落別、または小さい単位で、経済比較をしまして、公共下水道が有利なところについては、今回、お示しをしております公共下水道で整備する。また、下水道より合併浄化槽が有利になるところについては、公共下水道から外して、合併浄化槽で整備する計画を立てたわけでございます。

それと、農業集落排水事業につきましては、すでに3地区とも事業が終わっておりますので、この地区については、見直しの対象から外させていただいているということでございます。

○B委員

細かい図を見させていただくと、おそらく将来宅地になるであろうということも含まれていたりするわけですね。現状追認で拡大していくのは、本来、計画的ではないような気がして、先ほど、経済性ということでしたけど、なるべく虫食いにないように、考えていただければなど、そんな風に思ったわけです。

○長会長

お願いがあります。今、言われたように、下水道事業でやるもの、集落排水、合併浄化槽でやるものと3つのタイプがあるわけですね。これで、原則的には、全家庭、どこかで区分されると理解しているですね。それが、図でですね、ある程度エリア分けしてあると、皆さん、わかりやすいのかなど。細かいことは言わないけど、これは、下水道事業でしょう。集落排水はどここの地区なのか、合併浄化槽はと色分けしていただくと、なんとなくわかる。ヘクタールで言われると、なんかわからない。そういう

風にしていただければと思います。これは、お願いですね。

○下水道課長（松枝課長）

今、見ていただいています。参考資料5の後ろの図面に色分けしているところなんですけども、ここをみていただきますと、公共下水道のとこと集落排水のとこを色分けしていますので、ご確認いただければと思います。

○長会長

色が無いところが、合併浄化槽ということですね。

○下水道課長（松枝課長）

はい、色を着色していないのが合併浄化槽となります。

○J委員。

Jと申します。現在、下水道事業が完了され、その区域内でも接続と接続されていないところもあると承知しています。その接続率のパーセントと今後、これだけの事業をつぎ込んで工事されるわけですから、接続率を上げる施策を考えていらっしゃるでしょうか。

○下水道課長（松枝課長）

現在の接続率はですね。56.6%です。下水道の接続率を向上させるためにですね。現在、下水道課の職員が接続されていない家庭を1戸、1戸ですね、訪問して接続していただくようお願いをしているところです。

○長会長

この接続は、個々の負担になるんですか。

○下水道課長（松枝課長）

接続は、公共枴は、市の方で作りますけど、それから、宅地のトイレの改造とか、排水管の整備は個人さんの負担となります。

○I委員。

都市計画の提案ですから、やっぱり住環境によって、快適になるか、ならないかによって、人口もですね、やっぱり増加率というのも変わってくると思うんですね。住環境を整備するということになると、エリアの整備をしておかないといかんですよ。そこに含まれているエリアというのは、農地であっても、農振除外地域というのが小城市内である一定あるんですね。農振除外地域は、エリアの中にすべて入っているのかということを知りたいのと、エリアについては、積極的に行った方が住環境の整備にはいいんじゃないかと意見を私は思っております。

○下水道課長（松枝課長）

農振から外したところは、この計画に入れた方がいいという御意見だったんですけど、今回の下水道

計画の変更については、農振から外れているからと言って、今回の下水道の計画には、入れていません。ただ、明らかに住宅を作りますという形で農業委員会に申請をされているところにつきましては、下水道の区域内にしております。

あと、下水道区域から外れたところにつきましては、区域の隣に大きな住宅の開発があった場合には、区域外流入ということで、下水道の方に接続をできるような整備もしております。

○I委員。

そのときに後追い、後追いという形になるんですよ。後追いなのか、待ち受けなのかという形になるんですが、どっちがいいのかよくわかりません。ただし、都市計画を立てるときには、待ちの状態の中で、将来は、こういう構想でこういう地域にしていきますよというのが、都市計画じゃないかなという気が私はするんですけども、その辺は、待ち受けなのか、それとも追加なのかというのは理解しにくいのかという風に思うんですけどもね。

○建設部長（古川部長）

今、I委員のご意見については、土地利用にも関係するじゃないかなと思っております。I委員さんが言われるように、攻めの行政というのをやっていこうとなれば、ある程度、宅地化が予測されるところについては、下水道の計画をたてるというのがベストになると思います。ただ、今、現在におきましては、小城市では土地利用の計画というのがはっきり決まっております。それで、土地利用をこの区域は、住宅のエリアですとか、工業団地のエリアですとか、決めるとすれば用途地域の指定というところまで踏み込む必要があります。そういうのがありますので、今、現在、作業を行っているところでございます。

それと、農振除外区域の件のご質問でございますけども、旧町時代にそれぞれ下水道の計画を立てていたときには、今後、宅地化が予測されるだろうというところの田んぼについても下水道のエリアに入れていたんですけども、そういうものは、宅地化されていないところもあります。それで、そういうところまで下水道区域に入れるということになれば、下水道計画自体が大きな計画でないといけないということがあって、そういう考え方ではこれからの下水道計画はいけませんよということで、県から指導もあっております。そういうこともあって、今回の見直しにあっては、農振除外の区域であっても、宅地の計画がここ数年で目途がたつというところでないかぎり、下水道の区域から外しています。

そういうことで、御理解をお願いします。

○E委員

3点質問いたします。この地図を見ていると、農排、あるいは、公共、点在する白地のところですけども、これは、市町村型合併浄化槽という3つのパターンで、下水を全地区に網羅するという仕組みになっておりますけれども、これを見ますと、山間部の晴気、それから、三里、これらは白地であるということで、むしろ、こういうところは、点のところは、しょうがないわけですけども、集落が固まったところは、集落排水がいいのかなと考え方があるわけですね。私が聞きたいのは、集落の集合されている宅地については、農排と市町村型合併浄化槽と経済比較をされたかということが1点。

それから、現在、これだけの面積をいつまでに計画的にやっていくのかという具体的なものが上がってないにしても、少なくとも、何十年間には、完了しますよという計画はあると思いますので、その計画、年次計画。それと、概算事業費は、244億という250億程度の額になるというわけですけども、

すでに、終わっているところは、250億の入っていないという理解していいですよ。そしたら、トータルでいくらかと出されていますか。

○建設部長（古川部長）

E委員さんから、3点ご質問がありました。その、3点目については、担当課長から説明をさせます。まず、1点目の山間部とか、三里とかのところは、集落排水がいいのではないかというご質問でございましたけれども、それにつきましては、今回の見直しにあたりまして、将来人口の予測とか、集落別、小さい単位で経済比較をしております。そういう中で、例えば、三里とか、そういうところについては、集落の固まったところを集合処理、下水道のような一カ所で処理をするような小さい処理場を作って、下水道で整備をした場合にどうなるのか、それと、合併浄化槽でしたらどうなるのか、そういうものをずっと積み上げて、今、現在出させていただいていますけれども、そういう中で経済比較の結果ですね、今回の下水道のエリアに入っていないところについては、合併浄化槽が有利という結果になりましたので、こういう計画にしております。

それと、いつまでの事業期間なのかということをございますけれども、下水道のエリアを決めるにあたりまして、概ね15年間ぐらいで事業を完了できるようにと、エリアを決めさせていただいています。ただ、15年というのは、今現在、事業を行っている規模がこれからも続いた場合という仮定のもとで、15年ぐらいで終わらないといけないと思っております。

3点目については、担当課長より説明いたします。

○下水道課長（松枝課長）

それでは、下水道の総事業費240億ほど説明をしましたが、これまでの整備済みとあわせまして、公共下水道は、456億円ほどかかると考えております。これに、個別排水、農業集落排水を足しますと全体で約500億を予定しております。

○H委員

集合処理の分を書いていますけど、それ以外のところは、合併処理でということですが、これからやる分は、市町村型の合併処理ということで市のほうで管理していく、負担金も市の方でやっていくということですが、これまでに済んで、個人でやっている分の対応は、どのように考えていますか。

○下水道課長（松枝課長）

すでに合併浄化槽を設置されているところですけど、下水道計画区域のところはですね、下水道がくれば、下水道に接続していただくのですが、下水道区域外のところに、すでに合併浄化槽を設置されているところにつきましては、合併浄化槽を市が引き取りまして、維持管理を下水道と同じく使用料金をいただいて、市の方で維持管理をしていきたいと考えております。

○長会長

他にご質問は。そしたら、今日お諮りした議案につきましては、1号議案につきましては、御了解いただいたということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい)

〈その他〉

平成23年度小城市土地利用方針の作成計画書及び小城市土地利用方針作成の必要性と基本的な考え方 事務局より説明

○長会長

一応、その他ということで、今後、都市計画審議会にも諮られてくると思いますが、こういう方針で進めていくという御説明でございますが、なにか、こんなことを配慮してほしいとかありますか、どうぞ。

○E委員

説明が終わりましたので、私を感じたこと、それから、特に土地利用計画を作るにあたっての小城市の目指すまちづくりというのを平行して、ぜひ、この計画書に織り込んでいただきたいと思っておりますので、平成17年に合併以来ですね、小城市の縦の道が弱いと、よく言われております。ましてや、小城スマートICの計画があるわけですけど、それは、それなりに価値観はあろうかと思うわけですけども、まずは、合併した以上は、南北に弱いこの幹線のインフラ部分をきっちりやっつけていかないと、合併した価値観というか、まとまりがある小城市がめざせない感じがします。図2-5の図面にも出ておりますように小城スマートICを基本に、置きながらという説明をうけました。本来は、南北の道路が弱いと、平成17年の合併時点から言われていたわけですよ、いまだ計画は上がっていない。この際ですね、これから先の都市計画の土地利用もそうでしょうけど、重要な役割を担っていくわけですけど、ぜひ、こういったことも念頭に置きながら、小城市の目指すまちづくりのために、南北道路を基本におかなければならない。もちろん、スマートICがどうのこうのというわけではございませんけど、呼び込むという意味では、いいわけですけど、まずは、小城市の市民が交流するそういう基幹的道路の整備は、ぜひ必要だと思いますので、ぜひ、やっていただきたいと。

それから、もうひとつは、今日においては、少子高齢化の到来ということもここに書いてあります。佐賀県自体もそうであるように、私は、この前、豊田市のほうに行きまして、豊田とここは違うよということでしょうけど、佐賀県の方にもお願いしたいんですけど、やっぱり、人口が増えないことにはですね、活力は出てきません。だから、活力を生み出すためには、どういう産業を増やしていかなければいけないかと、基本的な姿勢を知事さんにも提言をしていただいて、佐賀がよくなるように、牛津とか、小城とかでなく、佐賀県がそういう風な方向を、目を向けていただくならば、人口増えてくるはずなんです。私は、そう思いますので、大胆な発想をこれから土地利用計画の中に、ぜひ折りこんでいただきたいと、希望的感覚ではございますけど、ぜひお願いしたいと思います。

○長委員

私のほうから一言、お願いでもあるわけですが、先ほど、御説明の中で、小学校単位ですね、資料を整備して、そういうものをベースにしながら、都市計画マスタープランに盛り込んでいきたいという、大事な視点かなと思います。それで、先ほど、参考資料7の5ページの中で、中心拠点で、何を誰が、いつやるのかという、クエッションが書いてありますけれども、中心市街地に関わらず、それぞれの小学校区のくくり方で、市民の人たちが、それぞれの地域のまちづくりをですね、一体となって、

されていく新しい仕組みづくり、ソフトの方が必要だと思うんですね、今、私達、佐賀大学が小城でやっている公開講座で、2年目でまちづくりがテーマにやっているわけですがけれども、住民の人たちが中心となって、それぞれの地区のまちのあり方を考えて、自分達で老若男女、協力しながらやっていくという仕組みを作ろうと。それとやっぱり、連携していかないと、こちらは、どちらかというハードですね、本当は、ソフトの方があって、それを可能にするために、ハードの整備をしていくというのが、一番望ましい姿だと思うんですが、なかなか、ソフトの方、どういうまちにするのか、どういう佐賀県にするのか、そういった環境をするためにハードをどうするかのかというのは、そういった順だと思うんですけども、この間、過去のいろんなものを見ますと、どうしてもハード的なものが先行して、ソフトがなかなか対応しきれていない。そういったことがあると思うんですけども、今回、ぜひ、ソフトのほうのことは、他の課のことでやっているわけですね、そこの連携をきっちりとっていただいて、かみあわせないといけないわけですね、だから、配慮していただきたいなと思います。

他に意見は、ありませんか。

○I委員

資料の中に、旧小城町、旧牛津町、旧三日月、旧芦刈とありますので、旧はやめにしてですね、エリアという風にしたほうが、全体的な感じがいいのかなと。それに伴う、エリアの境目ですね、各々政策が違って、やり方が違って、境目にどうしても、歪みがあるんですね。というのは、住民感情とか、開発のときのしこりとか、まあ、そういうのが隋書に見られるところがあるんですね。それを都市計画の中で、エリアをそういう旧町単位じゃない、形を目指していく方策をやってほしいなという風に思いますから、まず、旧何々町とかというのをとりはらうのが、都市計画審議会で洗練をつけたほうがいいのではないかと。そうすることによって、住環境が整備されて、人口増にも繋がるということだと思うんですね、例えばの話ですけど、私の住んでいる地域と川一つ隔てた旧町があるんですね。片方は、下水道が済んでいる、片一方は、本当、10mを離れていないけど、整備されていない。その川には、上流から流入がないにもかかわらず、生活排水がながされている。そういうものを今後、取り払っていくのか、いっしょにしていくのかというのを議論するときに、エリアですね、選択をしながらやっていくというのを、この都市計画でやっていくと私は思います。

○長会長

非常に重要な御指摘だと思います。区域は、旧とは外して、組替えがなされていますので、言われたとおり、旧という表現はやめて、もう、ゾーンにしましょうと。このゾーンのくくり方は、また、いろんな事業によって、かならずしも同じじゃなくて、いろんな重ね方があると思いますので、いわゆる旧なんかの行政割みたいな形で、ひとつのゾーンがあてはまるという形でなくてもいいと思いますので、できれば、記録するときは、活字のここでは、旧はとりましょうと、これでいいかなと、検討していただいて、まずいところがあればしょうがないでしょうけど、かまわないということであれば、それを外した方がいいのかなと。

他にないでしょうか。

○F委員

土地利用作成の方針とかですね、文言が小城市全体の発展のために戦略的に事業を選択すると、戦力という言葉が使われておりますけど、地域の住民の方が望む振興策というのは、あれもしたい、これも

したいと、いっぱい出てくると思うんですね、そういった中で、小城市は、合併して、例えば、農業にしても、商業、観光、そういった戦略的に施策が進んでいるのかというと、なかなか、そういったところが見えてこないと議会でもいろいろ論議されるところなんですけれども、この土地利用方針作成にあたって、ぜひ、関係各課といろいろ協議する中で、選択と集中と言いますか、ぜひ、そういった分野別の戦略が見えてくるような計画作成にあたってもらいたいと思います。

○長会長

ありがとうございます。それでは、いろいろ御意見もあるとは思いますが、本日の議題と報告につきましては、終了したということでございますが、事務局の方から何かありますか。

それでは、審議のほうは、これで終了したいと思いますので、事務局の方にマイクをお返しします。

○事務局（池田室長）

本日、第4回小城市都市計画審議会、議案第1号の小城市都市計画下水道の変更、それと、その他の方で土地利用方針の説明ということで、本当に長時間にわたりまして、皆さん、お疲れさまでした。どうも、ありがとうございました。

〈閉会〉